

議案第48号

加西市税条例の一部を改正する条例の制定について

加西市税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和6年9月2日提出

加西市長 高橋 晴彦

加西市税条例の一部を改正する条例

加西市税条例（昭和 42 年加西市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 56 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

附則第 4 条の 2 を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 条の 2 を削る改正規定は、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行する。

(審議資料)

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）等の施行に伴い、加西市税条例（昭和42年加西市条例第50号）の一部を改正する必要があるため、所要の改正を行うもの。

【概要】

- (1) 私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）の施行により、条ずれが生じることに伴う改正（令和7年4月1日施行）
- (2) 公益信託制度の見直しに伴い、公益法人等に係る市民税の課税に関する規定を削るもの（公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日施行）